

# 中小企業診断士の視点

## @にいがた

**第56回****小規模事業者における電子帳簿保存法への対応と情報化について**

中小企業診断士 河井 智仁  
(一社)新潟県中小企業診断士協会

電子帳簿保存法の改正により、2024年1月以降すべての事業者に「電子取引」への対応が義務化されました。今後、PDFで受け取った請求書などは、決められた保存方法にもとづいて、データのまま保存しなければなりません。

しかし、普段電子データを扱うことの少ない小規模事業者はどのように対応すれば良いのでしょうか。できるだけ手間や費用をかけることなく対応したいと考えるかもしれません。

そこで、実際に小規模事業者がどのように対応したのか、具体的な例を挙げたいと思います。さらに改正に対応しつつ、どのように業務の効率化をして、昨今の情報化につなげるのかを考えたいと思います。

まず改正への対応方法は以下のとおりです。

- ① マイクロソフトのオンラインストレージサービスである、OneDriveにファイルを保存する。(Dropboxなど他のサービスでも可)  
その際のファイル名を「取引年月日\_\_取引金額\_\_取引先名」にして後から検索できるようにします。これにより「可視性の要件」に対応します。業務上必要であれば社内での共有の設定も行います。
- ② 訂正や削除の防止に関する事務処理規定を定め、それに沿った運用を行う。  
この事務処理規定は、国税庁のホームページにサンプルがあります。  
事務処理規定を自社に合わせて作成し、文書の訂正などを勝手に行わないようにルールを明確にします。これにより「真実性の要件」に対応します。

以上の方法で費用を掛けずに1月からの改正に対応することは可能です。

これらの対応は一例であり、実際に運用していく中で問題がないかを見直していきます。

今後扱うファイルの増加や管理が煩雑になるようであれば、専用のクラウドサービスの活用も考えましょう。

さらに上記の対応に加え、積極的にオンラインでの文書管理を進めることをお勧めします。受け取った請求書だけでなく、普段の業務でよく使う文書ファイルについてもオンラインで保存しつつ作業をします。

また、ビジネスチャットのTeamsなどを導入し、社内連絡に利用します。これらを十分に活用することで、以下の効果が期待できます。

- ① 社内でも電子データで文書などをやり取りすることで、ペーパーレス化が進み印刷・保管コストの低減や省スペース化につながる。
- ② 社内外から文書ファイルにアクセスが可能になり、テレワークを実施する体制の土台を作ることができる。

テレワークを行うことのメリットは様々ですが、育児や介護など仕事と両立した働き方の実現に寄与し、人材の有効活用が期待できます。このように社内でのIT活用を定着させることで、外部環境の激しい時代に適応した業務体制を構築することができます。

今回の改正をきっかけに、将来の会社組織のためにも業務効率化になることを意識し、前向きに取り組みたいものです。

### 【問い合わせ先】

新潟県中小企業診断士協会

ホームページ：<https://www.n-smeca.jp/>

電話：025-378-4021

Eメール：[office@n-smeca.jp](mailto:office@n-smeca.jp)